

発行所

株式会社 FPシミュレーション

大阪府中央区平野町3-1-10 Tel:06-209-7678

編集発行人：税理士 三輪 厚二 Fax:06-209-8145

消費税の仕入れ税額控除に入る？入らない？

Q：消費税の計算では、売上げに係る消費税から仕入れに係る消費税を控除できることですが、どのようなものが仕入れに係る消費税として控除できるのでしょうか。

当社は課税売上割合が95%以上で、簡易課税は選択していません。

A：仕入れに係る消費税といっても、商品の仕入れにかかった分しか引けないというわけではありません。

支出した費用の中に消費税が含まれているもの（消費税の課税対象となるもの）であれば、仕入税額控除の対象となります。

税込経理をしている場合、期末にまとめて税込価額に3/103を乗じて消費税を計算しますが、忘れやすい点をご紹介します。

①接待交際費

商品券など消費税がかからない金額が含まれていませんか。

特別地方消費税は、消費税とは別枠で課税されるものです。含めていないかチェックしましょう。

②給料

給料は消費税が課税されませんが、通勤手当は消費税が含まれています。通勤手当は仕入税額控除の対象となります。

③通信費

KDDなどの国際電話料金には、消費税は免除されるのでかかってきません。含めていないかチェックしましょう。

